

第七十五回  
帝國議會

# 地方稅法案特別委員會議事速記錄第一號

付託議案

地方稅法案

地方分與稅法案

府縣制中改正法律案

市制中改正法律案

町村制中改正法律案

北海道會法中改正法律案

北海道地方費法中改正法律案

地方分與稅分與金特別會計法案

委員氏名

委員長

子爵前田

利定君

副委員長

男爵紀

俊秀君

公爵一條

實孝君

侯爵中御門

經恭君

侯爵池田

宣政君

伯爵黒木

三次君

伯爵橋本

實斐君

子爵岡部

長景君

子爵伊東

一郎丸君

子爵裏松

友光君

子爵松平

康春君

男爵杉溪

由言君

宇佐美勝夫君

白根

竹介君

堀切善次郎君

男爵松平外與麿君

男爵中御門

經民君

男爵杉溪

由言君

中川

望君

青木

周三君

堀啓次郎君

松村

義一君

下出 民義君

鈴木 幸作君

塙田 國平君

上野松次郎君

諸橋久太郎君

柴田兵一郎君

方稅制ニ分與制度ヲ創設スル、此ノ物稅本位ト分與制度、之ヲ中心ト致シマシテ、此ノ諸法案ヲ提案スルコトニ相成リマシタノアリマス、本案ハ大分込ミ入ッテ居リマスルノデ、説明ノ便宜上直接課稅ニ依リマスルモノヲニ分ケマシテ御説明申上ガルコトガ便宜デアルト思フノデアリマスルノデ、

マスル爲ニ一方ニ於テハ分與稅、一方ニ於テハ附加稅、此ノ分與稅ト附加稅トノ兩方ヲ併用ヲ致スコトニ致シテ居リマス、即チ三收益

稅ノ四分ノ一ハ國稅ノ形式ヲ以テ徵收ヲ致地方法系ト間接課徵ニ依リマスルモノ

トヲニツニ分ケマシテ御説明申上ガルコトガ便宜デアルト思フノデアリマス、之ニ開キマス

ノ節ニ御説明申上ガマシタ同様ノコトデアリマスケレドモ、重ネテ御説明申上ゲタ

イト思ズテ居リマス、只今委員會ニ付託セラレマシタ地方稅制ノ改正ニ關係シマスル法律案、即チ地方稅法案、地方分與稅法案外

五案ニ付キマシテ一括シテ御説明ヲ申上ゲハ舉ガテ道府縣及ビ市町村ノ所謂獨立財源

收益稅デアリマスル地租、家屋及ビ營業稅ノ制度ノ改正デアルノデアリマス、此ノ三稅附加稅ノ制度ニ付テ申上ゲテ見タイト思フ

ノデアリマス、第一ニ申上ゲテ見タイノハ收益稅デアリマスル地租、家屋及ビ營業稅ノ

制度ノ改正デアルノデアリマス、即チ附加稅ト分與

財政ノ基礎ヲ強化スルト云フコト、茲ニ地方施設トノ聯關係ヲモ併セ考ヘマシテ、且

又國ノ財源ト地方ノ財源トノ區別ヲ明確ニスルト云フ事柄ヲ主ニ致シマシテ、御承知

ノ所得稅ガ中央財源ノ中心ニナシテ居リマスルニ對照致シマシテ、三收益稅ヲ以テ地方

財源ノ中軸トスルノヲ根本ノ建前ト致シテ居ルノデアリマス、三收益稅ノ負擔ノ程度

ルニ對照致シマシテ、三收益稅ヲ以テ地方

財源ノ中軸トスルノヲ根本ノ建前ト致シテ居ルノデアリマス、三收益稅ノ負擔ノ程度

ハ、地租ニ於キマシテハ、有租地ニ對シマ

シテ賃貸價格ヲ標準トシテ百分ノ八、家屋

稅ハ家屋ノ賃貸價格ヲ標準ト致シマシテ百

分ノ七、營業稅ハ現行ノ營業收益稅及ビ地方

稅ハ家屋ノ賃貸價格ヲ標準ト致シマシテ百

分ノ七、營業稅ハ現行ノ營業收益稅及ビ地方

稅ハ家屋ノ賃貸價格ヲ標準ト致シマシテ百

分ノ七、營業稅ハ現行ノ營業收益稅及ビ地方

稅ハ家屋ノ賃貸價格ヲ標準ト致シマシテ百

分ノ七、營業稅ハ現行ノ營業收益稅及ビ地方

稅ハ家屋ノ賃貸價格ヲ標準ト致シマシテ百

分ノ七、營業稅ニ對シマシテ、營業ノ純益ヲ四百圓程度ヲ

超ユル總テノ營業ニ對シマシテ、營業ノ純益ヲ四百圓程度ヲ

ソレカラ、地租ニ付キマシテヘ、從前ノ如  
ク質貸價格二百圓未満ノ自作農地ニ對シ、  
自作農保護ノ見地ヨリ國稅ノ分ヲ免除致シ  
マシテ、單ニ賦課稅ノミヲ賦課スルコトニ  
致シテ居リマス、次ニ市町村民稅竝ニ戸數  
割廢止ニ關シテノ方方法デアルノデアリマス、  
戸數割ハ御承知ノ通り長所モアリマスシ、  
又短所モアルノデアリマスガ、現在ニ於キ  
マシテハ、其ノ缺點ノ方が多く現ハレテ居ル  
ノデアリマス、地方稅ノ負擔ノ今日過重ト  
相成リ、從ツテ不均衡ニナッテ居リマスル  
中心點ガ戸數割ニアルコトハ一般ノ輿論デ  
アルノデアリマス、從ヒマシテ現行ノ地方  
稅制度ノ大ナル缺點ノ原因ニナッテ居ルノヘ  
此ノ戸數割ノ制度デアルノデアリマス、從  
ヒマシテ地方稅制ノ改正ヲ致シマスル時ニ  
ハ、先づ根本的ニ之ニ對シテノ整理ヲ斷行  
スルノ必要ガアルノデアリマス、而モ一面  
ニ於キマシテ、戸數割ヲ此ノ儘ニ存シテ置  
キマスルト、國稅デアル所得稅ト稅源ニ於  
テ、事實上競合スルコトニ相成リマス、又  
今回ノ稅制改正案ニ於キマシテハ、物稅ヲ  
地方財源ノ中心トシテ組立テムトルモノノ  
デアリマスカラ、是等ノ點ヲ考慮ニ入レマ  
シテ、戸數割ハ之ヲ全廢スルコトニ致シタ  
ノデアリマス、戸數割ハ廢スルコトニ致シ  
シタノデアリマス、而シテ戸數割廢止後ノ  
ノハ、市町村住民ノ負擔分任ノ精神ハ之ヲ  
市町村民稅ニ今回之ヲ、取入レルコトニ致  
アリマスルノデ、是ガ爲ニハ三収益稅ノ賦

課税ノ賦課率ニ十分ナル伸張性ヲ認メマシテ、彈力性ヲ保持スルコトニ致シタノニアリマス、只今御話ヲ申上ゲマシタ市町村民稅ハ、必ずシモ市町村ノ重要ナル財源トシノデ、寧ロ市町村民ガ市町村ノ負擔ヲ分担スルト云フ地方自治ノ根本精神ヲ稅ノ上ニ現シタイ、斯ウ云フノニアリマスカラ、從ツテ今回ノ改正案ハ市町村民稅ニ一層ノ此ノ自治分擔ト云フ精神ヲ擴充徹底セシメルコトヲ努メマシテ、戸數割ニ比シテ納稅義務者ノ範圍ヲ廣クシ、且賦課方法ハ成ルベクラシムルコトニ致シタノニアリマスルト同時に、負擔ノ過重ヲ來サナイヤウニ賦課額ニ市町村ノ實情ニ應ジマシテ、各市町村ガ自治的ニ而モ簡易ニ之ヲ定ムル所ノ方法ヲ執ヒマス、御承知ノ通り雜種稅ノ中ニハ、稅質ガ適當デナイン、或ハ課率ガ非常ニ高イト云フヤウナ場合ガアリマスルノデ、之ヲ整理スルノ必要ガアルノデアリマス、現ニ昭和十二年以來、臨時地方財政補給金ノ一部ヲ其ノ方ニ向ケマシテ、主トシテ社會政策的ノ見地カラ不合理ト認メラレテ居ルモノノハ概ネ廢稅ヲシ、又ハ減稅シ來タノデアリマスルガ、今回ノ改正ニ當リマシテモ、同方針ヲ持續スルコトニ致シテ居ルノデアリマス、而シテ更ニ財政ノ按配ニ依リマシテ、自轉車稅ハ一般ニ之ヲ輕減スルコトニ致シマシタ、又國稅デアル揮發油稅ノ稅率ヲ引上ゲマシタ關係カラ、自轉車稅デ高率ノ部分ハ之ヲ輕減スル見込ニ致シテ居リマス、又市町村特別稅ノ中ニ有租地ニ對シマスル普

通稅トシテノ段別割ハ之ヲ廢止スルコトニ致シタノデアリマス、斯クノ如ク雜種稅整理ヲ實行致シマスルト共ニ、一面ニ於キマシテ、此ノ市町村ノ財源充實ノ方面カラ雜種稅ハ之ヲ二ツニ分ケマシテ、一ツハ府縣獨立稅ト致シ、船舶稅外七稅目ヲ之ニ充テ、爾餘ノ稅目ハ總テ之ヲ市町村ニ委讓スルコトニ致シタノデアリマス、一方市町村民稅ノ外ニ、舟稅以下七稅目ヲ定メマシテ、別ニ主務大臣ノ認可ヲ得スシテ、法定以外ノ稅目ヲ起シ市町村獨立稅ヲ賦課スルノ途ヲ開イタノデアリマス、次ニ目的稅制度ノ整備擴充ニ付テ申上ゲタイト思ヒマス、合理的デアル地方財源ノ充實ノ一方法ト致シマシテ、近時増加ノ傾向ニアリマスル所謂受益性質ノ濃厚ナル地方共同施設ニ付キシテハ都市計畫稅ニ於キマシテ、現行ノ府縣稅分ノ約二分ノヲ都市ニ委讓スルコトニ致シマシテ、又農村ヲ對象ト致シマシテハ、水利事業ノ爲ニ地租割若シクハ段別割ノ賦課ヲ認メマシテ、其ノ他ノ施設ニ付キマシテハ、共同施設稅ノ賦課ヲ認メルコトニ致シタノデアリマス、以上ガ所謂獨立稅及附加稅制度ニ關スル御説明デアルノデアリマスルガ、次ニハ所謂間接課徵ノ形態ト致シマシテノ地方稅ニ屬スル、即チ地方分與國稅トシテ之ヲ徵收致シマシテ、之ヲ其ノ地方分與稅制度ハ之ヲ二種ニ致シマシテ一ハ還付稅、一ハ配付稅、還付稅ノ方ハ一旦ス、又配付稅ハ一旦國稅トシテ徵收シマスケレドモ、徵收地團體ソレ自身ニハ關係ナ

ク一定ノ標準ヲ定メマシテ、地方團體ニ  
分交付スル分與稅デアルノデアリマス、此  
ノニツニ分與稅ヲ分ケテ居リマス、第一ニ  
此ノ還付稅ノコトニ付テ申上ダマス、還付  
稅ハ地方ノ獨立財源デアリマスル地租、家  
屋稅及營業稅ノ三收益稅ニ付、其ノ道府縣  
ノ財源ニ屬スル部分ノ二分ノ一ハ一旦國稅  
ノ形式ヲ以テ之ヲ徵致シマシテ、サウシ  
テ其ノ儘徵收地ノ道府縣ニ還付スルモノデ  
アリマス、是ハ主トシテ地方負擔ノ公平ヲ  
期スル爲ノ方法デアリマス、又還付稅ハ地  
方分與金特別會計、此ノ特別會計ニ直接收  
入セシメマシテ、年四回ニ分シテ之ヲ地方ニ  
交付スルコトニ致シテ居リマス、次ニ配付  
稅ノ方デアリマスルガ、配付稅ハ所謂地方  
財政ノ調節ヲ目的トシタモノデアリマス、  
御承知ノ通り今日ノ實際事情ヲ見マスル  
ト、地方財源ガ著シク地域的ニ偏在ヲ致シ  
テ居リマスル關係上、單ニ獨立財源ニ依リ  
マスル地方稅制ノ改正ノミヲ以テハ其ノ偏  
在ヲ矯正スルコトガ出來ナイノデアリマス、  
從ツテ團體財政ノ基礎ヲ確立スルコトガ出來  
ナクナルノデアリマスルカラ、此ノ地方財  
政ノ調整ヲ圖リマスルコトノ必要ヲ感ズル  
ノデアリマス、其ノ方法ト致シマシテ、地  
方自治トノ調和ヲ尊重シ、今回ノ改正ニ於  
キマシテハ地方稅ノ中ニ此ノ配付稅タル分  
與稅制度ヲ取り入ル、コトニ致シタノデア  
リマス、所謂配付稅ハ地方ノ財政狀態ヲ調  
和ヲ圖ルモノデアルノデアリマス、先づ配  
付稅ニ付テ申上ゲルコトハ、配付稅ノ稅種  
ノ選擇及充當ノ割合ニ付テ申上ダマス、稅種  
ハ地方團體全體ノ財政力ヲ強化スル必要ガ  
アリマスルノデ、國稅中所得稅、法人稅等、  
最モ伸張性ニ富ンデ居ル四種ノ稅ヲ選ンダ

ノデアリマス、而シテ分與税充當ノ割合ハ、  
平年分ニ於キマシテ、所得税及法人税ニ付  
キマシテハ其ノ一割六分五厘五毛、ソレカ  
ラ遊興飲食税及入場税ニ付キマシテハ、其ノ  
五割ト云フ一定ノ割合ヲ以チマシテ、其ノ  
伸張性ヲ地方財政ニ反映セシムルコトニ致  
シタノデアリマス、次ニ配付税ノ道府縣及  
市町村ニ對スル割振ノ方法デアリマス、是  
ハ各々其ノ財政需要ノ程度ヲ算定致シマシテ、總  
額ノ百分ノ六十二ヲ道府縣配付税トシ總  
額ノ百分ノ三十八ヲ市町村配付税ト致シタ  
ノデアリマス、此ノ配付税ハ矢張リ年四回  
ニ分チマシテ之ヲ分與スルコトニ致シテ居  
リマス、而シテ右ノ中市町村配付税、市町  
村ニ對スル配付税ニ付キマシテハ、更ニ之  
ヲ課税力ト、ソレカラ財政需要ト、此ノ二  
配付税ノ三種ニ分シテ居ルノデアリマス、次  
ニ申上げマスルノハ配付税ノ分與ノ基準デ  
アリマス、配付税ニ依ル收入ト、獨立財源  
付税、都市ニ對スル配付税、町村ニ對スル配  
付税、是ガ爲ニ團體ノ課税力ヲ示スモノ、課稅  
ニ依ル收入トヲ併セテ各地方團體ノ財政需  
要ニ即應セシタルコトヲ目的ト致シテ居リ  
マスルノデ、是ガ爲ニ團體ノ課稅力ヲ示ス  
モノ及ビ團體ノ財政需要ヲ示スモノ、課稅  
力ト財政需要、此ノ二ツヲ標準ト致シマシ  
テ地方ニ分與致スノデアリマス、ソレカ  
ラ財政需要上ノ必要ニ應ズル爲ノモノニ付  
キマシテハ人口ニ適當ナル按配ヲ加ヘマシ  
テ之ニ比例的ニ分與スルコトニ致シテ其ノ  
必要ニ應ズルコトニ致シテ居ルノデアリマ  
ス、但シ此ノ課稅力ノ極メテ豊富下認ヌラ

ル、地方團體ニ對シマシテハ一定ノ標準ヲ設ケマシテ、分與ニ制限ヲ爲スコトヲ致シテ居リマス、又大都市以外ノ市又ハ町村ニ付キマシテハ、右述べマシタルモノノ外ニ、配付稅ノ一部ヲ特別ノ事情アル團體ニ對シ、其ノ事情ヲ斟酌シテ分與スルコトニ取計ラツテ居ルノデアリマス、次ニ配付稅ノ經理方法デアリマス、是ハ一般會計ヨリ新タニ今回設ケラレマスル分與金特別會計ニ繰入レテ經理スルノデアリマス、而シテ毎年度ノ分與額ハ原則トシテ前々年度ノ配付稅ノ收入ニ依ルノデアリマスルガ、地方財政ノ實際上ノ必要アル場合ニ於キマシテハ之ヲ加減シ得ルコトニ致シ、積立金又ハ借入金ノ方法ニ依リマシテ年度間ノ調節ヲ圖ルノ途ヲ開イテ居ルノデアリマス、次ニ經過規定ニアリマス、地方稅制制度上今回ノ如キ根本的改正ヲ加ヘマスル場合ニ於キマシテハ、稅制ノ改正ニ依リスル歲入ノ激變ヲ緩和スルノ必要ガアリマス、配付稅ニ付キマシテハ當分ノ間稅制改正ニ依ル稅收額ヲモ分與ノ規定ニ加ヘマシテ、五年間ニ亘リマシテ實情ニ即シテ遞増又ハ遞減ヲ致シマシテ之ヲ分與スルコトニ致シタノデアリマス、尙地方分與、稅ノ分與ニ付キマシテハ、以上申述べタルガ如キ基本的ノ事項ハ總て之ヲ法律デアリマスル地方分與稅法ニ規定シタノデアリマスルガ、尙分與ノ公正ヲ期スルガ爲ニ法律施行上重要ナル事項ヲ審議スル爲ニ、貴衆兩院議員ヲ主體トスル委員會ヲ設ケテ居ルノデアリマス、以上ハ分與稅ニ關スル事項デアリマスルガ、尙政府ハ、地方稅法案ノ制定ヲ機會ト致シマシテ、直接過徵ノ地方稅制度ノ簡易化ニ關シマシテ十分意ヲ用ヒテ居ルノデアリマス、即チ稅法ニ全面的ノ整理改

善ヲ加ヘテ居リマス、即チ地方稅關係ノ各種法規ヲ地方稅法案中ニ網羅統一スルコトニ致シマシタ、又從來勅令、省令等ノ中ニ定メラレタル事項ト雖モ、法律ヲ以テ適當ト考ヘラレマス事項ニ付キマシテハ出來得ル限り改善ヲ加ヘ、從來疑義ノ存スル事項ヲモ成ルベク明瞭ニ規定スルコトニ致シタノデアリマス、又地方稅法案ノ制定ニ伴ヒマシテ、府縣制、市制、町村制、北海道會法、北海道地方費法等ニ付キマシテ、今回地方稅法中ニ規定シタ事項ハ之ヲ削除スルコトニ致シマシタ、更ニ政府ハ、地方行政及財政ノ改善ノ爲ニ、此ノ機會ニ於キマシテ必要ナル改正ヲ加ヘタル事項ガアリマス、其ノ二ハ、從來ノ主ナル事項ノ一ハ、目的稅ト其ノ趣旨ヲ同ジク致シマスル受益者分擔金ノ制度ヲ調節致シタ事項デアリマス、茲ニ一言附加ヘテ地域ニ依リマシテ經濟ヲ分別スル府縣行政ニ關スル特例、即チ三部制ヲ廢止スルコトニ致シタノデアリマス、茲ニ一言附加ヘテ申上げテ置キタイノハ、今回ノ稅制ノ根本改正ヲ機會ニ改正スルヲ適當ト認メマシテ、國費ト地方費ノ負擔部分ヲ是正スル爲ニ二三ノ改正ヲ加ヘタノデアリマス、是ハ別ノ法令ト關係ヲ持ツテ居ルノデアリマスルガ、地方稅制改正ニ付キマシテ不可分ノ關係ニアリマスル、地方財政ニ關係シマスル問題デアリマスルカラ、此ノ機會ニ於キマシテ改正ノ大要ヲ申上げテ置キタイト思ヒマス、其ノハ現在市町村負擔ノ相當部分ヲ占メテ居リマスル、小學校教員ノ俸給費ヲ、財源ノ關係ト教育上ノ見地ヨリ致シマシテ、之

ヲ道府縣費ノ負擔ニ移スコトニ致シマシタ  
ノデアリマス、其ノニハ現在義務教育費國  
庫負擔金ハ、八千五百萬圓ノ定額デアッタノ  
ヲ、俸給總額ニ對スル二分ノ一ノ定率ト致  
シマシテ、道府縣ニ交付スルコトニ改メタ  
ノデアリマス、其ノ三ハ警察費連帶支辨金  
ノ支出割合ノ改正ヲ致シタノデアリマシ  
テ、現在ハ東京大阪其ノ他ノ府縣トノ間ニ、  
其ノ率ヲ異ニシテ居ツタノデアリマスルガ、  
今回ハ東京府及ビ大阪府ハ現在ノ儘ト致シ  
テ置キマスルガ、其ノ他ノ府縣ノ支出率ハ、  
之ヲ十分ノ三半ニ引上ゲルコトニ致シタ  
ノデアリマス、其ノ四ハ職業紹介法ニ依リ  
マスル地方負擔金ハ、之ヲ廢止致シマシテ、  
國費ノ負擔ニ移シタノデアリマス、最後ニ  
今回地方稅制改正ニ伴フ地方財源總體ノ、  
移動見込ヲ申上げマス、改正案ノ基礎ト致  
シマシタ地方稅總額ハ、現行稅制ニ依ル昭  
和十五年度ノ收入見込額デアリマス、其ノ  
額ハ約十億三千二百萬圓デアリマス、此ノ  
十億三千二百萬圓ノ需要ヲ充スペキ、改正  
後ノ平年度ニ於キマスル收入見込額ハ、地  
方ノ獨立稅及ビ附加稅ニ於キマシテ、約五  
億三千七百萬圓、分與稅ニ於キマシテ約四  
億五千二百萬圓、其ノ内デ還付稅ガ約一億  
百萬圓デアリマスルノデ、其ノ合計ガ約十  
二千五百萬圓、配付稅ガ約三億二千七百萬  
圓デアリマス、又國費地方費ノ負擔區分ノ  
改正、其ノ他ノ變更ニ依リマシシ約四千三  
億三千二百萬圓ト相成ルノデアリマス、尤  
モ此ノ改正當初ノ所謂明年度ニ於キマシテ  
ハ、家屋稅ノ經過規定ハ舊法ニ依ル稅收入  
トナリマスノデ、從ツテ分與稅ノ收入ハ約

三億五千四百萬圓デゴザイマスルノデアリマス、内還付税ガ約七千七百萬圓、配付税ガ約二億七千七百萬圓トナルノデアリマス、以上ノ地方税改正竝ニ之ニ關聯スル地方財政制度ノ改正ノ大要ヲ申述べタノデアリマスルガ、是等ノ諸法案ニ依リマシテ、現行地方ノ財政及税制ニ關スル改善すべキモノハ、之ヲ改善シ、整理廢減スペキモノハ之ガ整理廢減ヲ行ヒ得ル結果ト相成ルノデアリマス、其ノ結果ト致シマシテ地方團體ハ、財政需要ニ即應シタル財源ヲ得ルコトニ相成リマシタ、從ツテ自治行政ノ發展ハ之ガ整理廢減ヲ行ヒ得ル結果ト相成ルノデアリマス、又地方住民ハ其ノ負擔ガ合理化サレマシテ、地方更生ノ實ヲ擧ゲルコト振興ヲ期スルコトガ出來ルコトト相成ルノデアリマス、又今回提案サレマシタル、地方税其ノ他ニ關シマスル説明デアルノデアリマスルガ、尙此ノ法律ハ明年度ヨリ實施シタイト考へガ出來ルト思料致スノデアリマス、大體是ガ正ニ關係シマスル政府提出ノ諸法案ニ對シマシテ、衆議院ニ於キマシテハ之ニ對シテ次ノ諸點ニ付キマシテ修正ヲ加ヘテ居ルノデアリマス、其ノ第一點ハ地方税法案ニ關係スルモノデアリマシテ、即チ市町村民稅ノ納稅義務者一人ニ對スル賦課額ノ制限ハ、總テノ市町村一樣ニ千圓ト定メタノデアリマスルガ、衆議院ニ於キマシテハ人口七十萬以上ノ市ハ二千圓、其ノ他ノ市ハ千五百圓、町村ハ千圓ト差等ヲ附スルコトニ修正ヲ致シタノデアリマス、其ノ第二點ハ地方分與税法案ニ關係スルモノデアリマシテ、國稅關係ノ諸法案ガ修正サレマシタハ加ヘナケレバナラヌコトニ相成シタノデ

アリマスルガ、四箇條ニ亘リマシテ配付税ノ率及其ノ額ヲ修正スルコトニ相成ツタノ御アリマス、以上政府原案竝ニ衆議院ノ修正案ニ付テ御説明ヲ申上ゲタノデアリマス、願クハ御審議ノ上ニ御協賛アラムコトヲ御願ヒ申上ゲル次第アリマス、大體私ノ設明ハ終リタイト思ヒマス

○政府委員(木村正義)　當委員會ニ付託ニ相成リマシタ、地方分與税分與金特別會計法案提出ノ理由ハ、本會議ニ於テモ申上げマシタ通リデアリマシテ、地方分與税法ニ依リ地方團體ニ分與致シマスル、地方分與税ノ分與金ハ、各年度間ヲ調整シテ分與スルコトト相成ツテ居リマスル處、是ガ爲ニハ地方分與税分與金ニ關スル歳入歳出ヲ、一般會計ト區分シテ、經理スルヲ適當ト認メマシテ、特別會計設置ニ關スル本法案ヲ提出致シマシタ次第アリマス、何卒御賛成ヲ御願ヒ申上ゲマス

○委員長(子爵前田利定)　皆様ニ申上ゲマスガ、是ヨリ質疑ニ入りタイト存ジテ居リマス、此ノ際若シモ参考資料ノ御要求ガゴザイマスレバ、御申出デヲ願ヒタイト思ヒマスシ、又隨時御申出デハ差支ゴザイマセヌガ、只今思ヒ付キガアラッシャリマスレバ御申述ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラニハ御諮詢致シマスガ、質疑ノヤリ方デアリマスガ、或ハ私ガチヨット氣付キマシタノト云フノモ、一つノ案ト思ヒマス、今一つノ案ハ大體モ亦部分的ノ御質疑モ、思ヒ付キニナツタ儘ニ御申出ヲ願フ、詰リ込ミデ願フト云フニツノ仕分ケガアリハシナイカカ

考ヘマスガ、是ハ私ノ唯、思ヒ付キデアリ  
マスガ、日數モ短イコトデゴザイマスカラ  
シテ、各委員ノ各位ガ思ヒ付キニナツタ御質  
疑ヲ、大體デアラウト又部分的デアラウト、  
込ミデ願ツタ方ガ或ハ宜クハアルマイカト  
モ考ヘマスガ、併シ皆様ノ思召デ大體ヲ三  
日間ナラ三日間、部分的ノヲ三日間ナラ三  
日間ト云フ風ニ、區別ヲシテヤツタ方ガ宜カ  
ラウト云フ御考ヘナラバ、此ノ方ノ方針デ  
行キタイト思ヒマスガ、如何致シマセウカ、  
皆様ノ御存シ寄リヲ伺ヒタイト思ヒマス  
○子爵裏松友光君 私ノ考ト致シマシテ  
ハ、會期モ切迫シテ居リマスシ致シマスカ  
ラ、只今ノ座長ノ御示ニナツタ第二案トシテ  
込ミデ總テ質問ヲシタ方ガ宣カナイカム、  
斯ウ云フ風ニ思ヒマス、是ハ私一個ノ意見  
デアリマス

ノ御所見ヲ、簡單ニ御纏メニナリマシタモ  
ノデモゴザイマシタナラバ、御配付ヲ願ッテ  
置ケバ大變参考ニダルト思ヒマス

○國務大臣（伯爵兒玉秀雄君）衆議院ノ方  
デ議論ニナリマシタ主ナル點ハ、整理シテ  
一兩日中ニ御手許ニ差上ゲタイト思ッテ居  
リマス、實ハ此ノ表ガ廻ツテ來ルト云フト非  
常ニ便宜ナンデス、尙是ハ決議デハナイノ  
デアリマスケレドモ、是ハ衆議院ノ方デ問  
題ニナリマシタノデスガ、今日ニ於キマシ  
テハ小學校教員ノ俸給ヲ市町村デ取扱ッテ  
居ルノデアリマス、今回ハ之ヲ府縣デ取扱  
採用スル時ニ内申權ヲ認メテ居ルノデアリ  
フコトニ致シテ居ルノデアリマス、然ルニ  
六大都市ニ於キマシテハ、此ノ教員ヲ今日  
マス、内申權ガアルノニ此ノ俸給ヲ府縣ノ  
方ニ取上ゲテシマフト云フト、其ノ内申權  
教員ノ俸給ヲ支拂フニ當ツテハ、六大都市ニ  
ガ室内申權ニナルト云フコトガ大分議論ニ  
限リ當該市長ヲ經由スルモノトス、此ノ六  
ナリマシテ、其ノ結果斯ウ云フコトニ相成  
リマシタノデアリマス、府縣ニ於テ小學校  
教員ノ俸給ヲ支拂フニ當ツテハ、六大都市ニ  
アリマシテ、此ノ條項ヲ勅令ヲ以て定メテ  
拂フ、豫算ニハ組マナイケレドモ、俸給ヲ  
支拂フ委任ヲスル、斯ウ云フコトノ希望ガ  
アリマシテ、此ノ條項ヲ勅令ヲ以て定メテ  
吳レト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマ  
ス、政府ト致シマシテハ、之ニ對シマシテ  
モ勅令ニ依ツテ定メルコトニ付テ特ニ考慮  
ヲ拂フト云フコトニ申シテ居リマス事實ガ  
一つアリマス、ソレカラ矢張リ六大都市ノ  
市ガ道路ノ經營ヲ致シテ居リマスル結果、  
自動車ガ市ノ道路ヲ使用スルコトガ非常ニ  
係デアリマス、東京、大阪等ニ於キマシテ、  
置ケバ大變参考ニダルト思ヒマス

多イ、其ノ場合ニ於テ此ノ自動車税ノ收入一部ヲ府縣カラ市ノ方ニ交付シテ貰ヒタニ、斯ウ云フ希望ガアルノデアリマス、ソコデ府縣ノ財政ガ市ノ財政ニ比シマシテ特ニ豊富ナルモノガアリマシタ場合ニハ斯カル府縣ニ於キマシテハ、府縣ノ自動車税ノ一部ニ相當スル額ヲ當該市ニ交付スルヤウ適當ナル措置ヲ講ズルコトニ致シマスト云フコトヲ申述べテ居ルノデアリマス、是ハ兩方トモ直接ニ法律案ニハ關係ノナイコトデアリマスケレドモ、サウ云フ希望的ノコトガアリマシタノデ、此ノ機會ニ於テ修正意見ト聯關係致シマシテ御説明申上げテ置只今御手許ニ配布シマシタ参考資料ノ中デ改正地方税一覽ト云フ表ガアリマスガ、ソレヲ御覽願ツテ置キマシテ地方局長カラ大體ノ今回ノ地方税ニ付キマシテ御説明申上ゲマスト、私ガ御説明申上げマシタ以上ニ明瞭ニナルト思ヒマスカラドウゾ御聽取ラ願ヒマス

アリマス、ソレデ直接課徵形態ニ依ル稅ノ種類ハ之ヲ大別致シマシテ、普通稅ト目的稅トノ二ツニ分ケマス、此ノ普通稅ハ更ニ道府縣稅ニ於キマシテハ國稅ノ附加稅ト獨立稅トニ分レルノデアリマス、國稅附加稅ト致シマシテハ地租、家屋稅、營業稅、鑛區稅、是ガ諸稅ノ附加稅トナリマス、ソレカラ獨立稅ハ此處ニ掲ゲテアリマス獨立稅以下八種類ノ稅トナシテ居リマス、此ノ獨立稅ト申シマスノガ從來府縣ノ雜種稅デアリマシテ、從來府縣ノ雜種稅ハ此ノ外ニ澤山ノ種類ノモノガアツタノデアリマスガ、先程大臣カラ御説明ガアリマシタヤウニ、主トシテ各府縣ニ共通デアル目ボシイ府縣財源トシテ適當ナルモノノミヲ、今回ハ府縣ノ獨立稅トシテ構成スルコトト致シマシテ、徵ヲセシメナイコトニ致シタノデアリマス、サウシテソレ等ハ何レモ市町村ノ獨立稅ニ委讓ヲ致シタノデアリマス、デ、普通稅トシマシテハ府縣稅ハ從テ是ダケノ國稅附加稅ト獨立稅ニ限定セラレル譯デアリマス、ソレカラ目的稅ト致シマシテハ都市計畫稅及水利稅ヲ認メル譯デアリマシテ、今回新設致シマシタモノハ水利稅デアリマス、ソレカラ府縣ノ稅デ間接課徵形態ニ屬スルモノトシテ、所謂分與稅ガアルノデアリマスガ、府縣ノ分與稅ニハ二ツノ種類ガアリマシテ、一つハ還付稅、一つハ配付稅デアリマス、シマスト普通稅タル地租、家屋稅、營業稅方其ノ儘ニ徵收サレテ道府縣ニ還付セラレルモノデアリマシテ、之ヲ財源ノ關係カラ申スル課稅ガ全部、此ノ全部ト申シマスカ、

半分デアリマスガ、市町村ト折半シマスガ、府縣ノ財源トナル形ニナシテ居リマス、ソレカラ配付税デアリマシテ、是ハ所得税、法力ト財政事情トヲ標準トシテ各府縣ニ配付セラレル所ノ税デアリマス、此ノ間接課徵ノ分與税ト直接課徵シマシテ、其ノ中ノ一定割合ガ地方財政調整ノ目的ヲ以テ、課税譯デアリマス、ソレカラ市町村税ニ付キマシテハ矢張リ直接課徵ノモノト間接課徵ノモノトアリマシテ、直接課徵ノ税種トシマシテハ、普通税ト目的税ノ二種類ガアリマス、普通税ハ之ヲ分ケマシテ附加税、此ノ市町村ノ附加税ニハ府縣ト同様、國税附加税ガゴザイマシテ、ソレハ地租、家屋税、營業税、鑛區税ノ各附加税、ソレカラ市町村ニハ府縣獨立税ニ對スル各附加税ヲ認メル譯デアリマス、ソレカラ獨立税トシマシテハ、先づ第一ニ市町村民税ヲ舉ガルノデアリマシテ、其ノ外茲ニ二乃至八ニ掲ゲマシタ法定ノ獨立税ヲ認メテ居リマス、尙道府縣ガ自分デ此ノ認メラレマシタ獨立税ヲ賦課セザル場合ニ於キマシテハ、其ノ税目ハ當然市町村ニ於テ賦課スルコトヲ認メル方針デアリマス、此ノ外ニ市町村ノ獨立税トシマシテハ、内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケマシテ、別ニ税目ヲ起スコトガ出來ル譯デアリマス、尙現在此ノ市町村ガ獨立税トシテ賦課致シテ居リマスモノニ付キマシテモ、此ノ法施行ノ際ニ於キマシテ、必要ナル税ハ指定ヲシテ、ソレヲ繼續認メル方針デアリマス、ソレカラ第二ハ目的税デアリマシテ、是ニハ都市計畫税、水利地益税、共同施設

税ト三種類ヲ認メマシテ、新シク此ノ水利  
地益税、共同施設税ト云フ此ノ目的税ヲ創  
設シタ譯デアリマス、是ダケデ直接課徵ノ  
市町村税ガ組立テラレテ居リマシテ、一面  
間接課徵ノ分與税タル配付税ガアリマス、  
是ガ市町村ノ地域のノ財政調整ヲ致ス税、デ  
アリマス、所得税、法人税、入場税、遊興  
税ノ一部ヲ以テ之ニ充當シ、課稅力ト財政  
事情トヲ標準ト致シマシテ、法ノ定ムル方法  
ニ依シテ各市町村ニ分與セラレル税、デアリ  
マス、デ此ノ税ヲ更ニ財源トシテ見マスト、  
其ノ表ノ初カラ還付税ト云フ所迄ガ市町村  
ノ獨立財源ニナル譯デアリマス、ソレカラ  
配付税ト云フノガ是ガ調整財源トナル譯デ  
アリマス、ソレカラ市町村ニ付キマシテモ  
矢張リ地租附加税以下共同施設税、此處迄  
ガ市町村ノ獨立財源デアリマシテ、最後ノ  
配付税ガ各市町村下ニ於ケル財政調整ノ調  
整財源トナシテ居ル譯デアリマス、大體表  
ニ付キマシテ御説明申上ゲマス

○國務大臣(伯爵兒玉秀雄君) 引續キマシ  
テ分與税ノ成立チヲ御説明申上ゲルト云フ  
ト、税一般ニ對スル御觀念ガ深マルダラウ  
ト思ヒマスカラシテ、地方局長ヲシテ説明  
サシタイト思ヒマス、地方分與税一覽ト云  
フノゴザイマスカラ、此ノ方ノ表ヲ一つ御  
覽フ願ヒマス

○政府委員(侯爵茂翁) ソレデハ此ノ地方  
分與税ノ構成ヲ此ノ表ニ付テ申上ゲタイト  
存ジマスガ、差上ゲマシタ表ノ中デ、地方分  
與税一覽、平年度トシテ居リマス方ヲ御覽  
戴キタイト思ヒマス、ソレデハ地方分與税  
ノ組織ヲ申上ゲマス、先程申上ゲマシタヤ  
ウニ、地方分與税ハ還付税ト配付税トノ二  
ツニ分レルノデアリマスガ、此ノ還付税ハ

營業稅ハ元來地方ノ財源トスルノデアリマ  
スガ、之ヲ負擔ノ衝平ヲ期スル其ノ外ノ意  
味ニ於キマシテ、四分ノ一額ダケヲ國稅ト  
シテ賦課徵收致シマシテ、其ノ徵收シマシ  
タモノヲ其ノ儘各道府縣ニ分與スルノデア  
リマシテ、形ハ國稅トシテ三牧益稅ノ一部  
ヲ徵收シ、財源トシテハ之ヲ地方財源トシ  
テ府縣ニ分與スルノデアリマス、此ノ分與  
ヲ致シマスノヲ道府縣ト致シマシタノハ、  
分與ノ手續ノ簡便ヲ期スルノデアリマシテ、  
理論ハ別ニ府縣デナケレバナラスト云フ理  
由ハゴザイマセヌ、一萬一千有餘ノ手續ヲ  
致シマス代リニ、四十七ノ手續デ濟ミマス  
ノデ、便宜上之ヲ府縣ノ方へ還付スルノデ  
アリマス、從ヒマシテ財源ト致シマシテ市  
町村ト府縣トガ此ノ三收益稅ヲ得ル額ニ付  
キマシテハ切半スルコトニ致シマシタノデ  
此ノ三收益稅ニ對スル附加率ガ、市町村ガ  
府縣ノ倍額ニナツテ居ルノデアリマス、財源  
トシマシテハ市町村府縣共特ニ家庭、營業  
ヨリ生ズル收益ハ半額ヴ、受ケルノデアリ  
マス、斯ウ云フ意味デ還付稅ハ道府縣ニ其  
ノ儘還元交付スルノデアリマス、ソレカラ  
配付稅ガ地方財政調整ノ目的ヲ以て配付セ  
ラレルノデアリマス、之ヲ先づ道府縣配付  
稅ト市町村配付稅ノ二種類ニ分ケテ居リマ  
ス、此ノ配付稅ノ總額ガ、道府縣ハ其ノ總  
額ノ百分ノ六十二、市町村ガ百分ノ三十八  
ト相成シテ居リマスガ、此ノ率ハ府縣ノ獨立  
財源、市町村ノ獨立財源トノ關係ヲ取入レ  
テ、總額ヲ計算致シマスト、道府縣ハ百分  
ノ六十二ヨリ少シ多クヲ受ケル形ニナリマ  
シテ、市町村ノ方ハ百分ノ三十八ヨリ多少  
小額ヲ受ケルノデ、丁度釣合ガ取レルヤウ

ニナツテ居ルノデアリマス、併シ市町村ハ色々ノ種類ノモノガアリマシテ、此ノ財政調整ノ上ニ多少ノ餘力ヲ興ヘル必要ガアリマスノデ、大體二千萬圓程度道府縣ニ參リマス分ヲ、市町村ノ方へ廻スコト致シマシテ、率ヲ計算シテヤリマスト、百分ノ六十二、百分ノ三十八トナツテ居ルノデアリマス、ソレカラ市町村ノ配付稅ハ更ニ之ヲ大都市配付稅ト都市配付稅及町村配付稅ノ三種類ニ大別ヲ致シタノデアリマス、是ハ市町村ハ御存ジノ如ク大小非常ナ懸隔ガアルノデアリマシテ、其ノ財政狀態モ著シク異ツテ居リマスノデ、大體財政的見地カラ觀マシテ、似寄タ團體ヲ一ツノ範疇ニ纏メルノガ合理的デアルト云フ觀點カラ致シマシテ、先ツ六大城市ヲ第一ノ「ブロック」ニ考ヘテ、其ノ他ノ都市ヲ第二ノ「ブロック」トシ、町村ヲ第三ノ「ブロック」ト致シマシテ、各「ブロック」ニ對シマシテ財政力ト財政事情トヲ標準ト致シマシテ、市町村配付稅ノ總額ヲ此ノ三者ニ先ツ配分スルコトニ致シタノデアリマス、從ツテ道府縣配付稅、大城市配付稅、都市配付稅、町村配付稅ト云フ四種類ノモノガ、言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ出來ル譯デアリマス、此ノ稅ハ次ノ欄ニ掲ゲテアリマスヤウニ各種類ノ配付額ト云フモノニ分ケマシテ之ヲ配分スルモノデアリマス、第一種配付額、第二種配付額ニ先づ道府縣配付稅ヲ分ケマス、此ノ第一種配付額、第二種配付額ハ配付稅總額ハ各道府縣ノ課稅力ヲ標準ト致シマシテ、課稅力半額ツ、ヲ第一種配付額、第二種配付額トスルノデアリマス、第一種配付額ハ各道六十二ト云フ道府縣配付稅ヲ折半致シマス、第一種配付額、第二種配付額ニ先づ道府縣配付稅ヲ分ケマス、此ノ第一種配付額、第二種配付額ハ配付稅總額ノ百分ノ六十ニト云フ道府縣配付稅ヲ折半致シマスノデ、第一種配付額、第二種配付額ガ參リマスルヤウ

ニ、即チ課税率ニ逆比例的ニ配付スルコトニナシテ居ルノデアリマス、此ノ詳細ハ何レ此ノ法文ニ付テ又申上ゲル機會ガアルカト思ヒマス、ソレカラ第二種配付額ト申シマスノハ、各團體ノ財政事情ヲ標準トシテ分與スルノデアリマス、此ノ財政事情ヲ測定スル標準トシマシテハ、各道府縣ノ割増人ロヲ標準トシマシテ、其ノ數ニ應ジテ第一種配付額ヲ配付スルノデアリマス、斯様ニシテ道府縣配付稅ガ配付セラレルノデアリマス、大都市配付稅モ只今申上ガマシタノト同ジデアリマシテ、大都市配付稅トシテ割當テラレタ總額ヲ半分ニ分ケマシテ、第一種配付額、第二種配付額トシマシタ、第一種配付額ハ各大都市ニソレニ接分シシテ之ニ逆比例的ニ、第二種配付額ハ割増人口ニ標準トシテ各大都市ニソレニ接分シテ配付ヲ致シマス、ソレカラ都市配付稅及町村配付稅ハ此ノ第一種配付額、第二種配付額ノ外ニ第三種配付額ト云フモノヲ設ケテ居リマス、デ是ハ各配付稅ノ總額ノ四割七分五厘ガ第一種配付額、第二種配付額モ四割七分五厘、第三種配付額ハ百分ノ五ト云フコトニ致シテ居リマス、第一種配付額、第二種配付額ハ先程申シマシタ方法ニ依ツテ各團體ニ配付致シマス、第三種配付額ト申シマスノハ、是ハ各團體ノ特別ノ事情ヲ斟酌致シマシテ、特ニ其ノ團體ノ財政上特別ノ配付ヲ必要トシマスモノニ對シマシテ、此ノ第三種配付額ヲ配分スルト云フコトニ致シテ居ルノデアリマス、是ガ大體ノ配付稅ノ配付方法デゴザイマスガ、此ノ分與額デアリマシテ、配付稅配付ノ必要ガナイニ付キマシテノ制限ガ一ツアルノデアリマス、ソレハ各團體ニ於テ非常ニ稅收入ガ多額ニ付キマシテノ制限ガ一ツアルノデアリマス、致シテ居ルノデアリマス、是ガ大體ノ配付稅ノ配付方法デゴザイマスガ、此ノ分與額デアリマシテ、配付稅配付ノ必要ガナイ

ヤウナ状態ニアリマス場合ニハ、配付税ヲ  
配付セザル場合モアル、又ソレ程デモナイ  
ケレドモ、一定ノ基準ヲ設ケマシテ、其  
ノ程度其ノ程度獨立財源ガ多額デアル場合  
ニハ、配付額ヲ制限ヲスルコトガ出来ルト  
云フ分與額ノ制限ヲ一應政府トシテハ設ケ  
ルコトニ致シテ居リマス、極簡簡単デゴザ  
イマスガ、大體分與税ノ機構ハ只今申上ガ  
マシタヤウナ次第デゴザイマス、只今差上  
ゲマシタ表ノ今私ガ申上ダマシタ所ニ、書  
キ方ニチヨット誤ガゴザイマスノデ、御訂正  
ヲ願ヒタイト思ヒマス、分與額ノ制限ト云  
フ所ニ、下ニ承ケタヤウナ括弧ガゴザイマ  
スノデ、還付税ノ方ニモ參ッテ居リマスケレ  
ドモ、是ハ還付税ニハ不交付、減額ハナイ  
ノデアリマシテ、配付税ノミニ付テノ制限  
デゴザイマス

委員長  
副委員長

長  
男 子

爵紀

和定君  
俊秀君

委員

侯爵中御門經恭君

侯爵池田

宣政君

伯爵黒木

三次君

伯爵橋本

實斐君

子爵岡部

長景君

子爵伊東一郎丸君

子爵裏松

友光君

子爵松平

康春君

宇佐美勝夫君

白根竹介君

堀切善次郎君

男爵松平外與麿君

男爵中御門經民君

男爵杉溪由言君

中川望君

青木周三君

松村義一君

堀啓次郎君

不出民義君

塩田團平君

上野松次郎君

柴田兵一郎君

正義君

國務大臣

政府委員

内務省地方局長

内務書記官

大藏政務次官

木村正義君

茂君

秀雄君

重夫君

三好君

正義君

昭和十五年三月十九日印刷

昭和十五年三月二十日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局